

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		特定疾患介護手当受給資格の認定
根拠法令等及び条項		栃木市特定疾患介護手当支給条例第3条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	栃木市特定疾患介護手当支給条例第2条、第3条、第4条 栃木市特定疾患介護手当支給条例施行規則第2条、第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年12月26日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 手当の申請ができる者（受給資格者）</p> <p>(1) 栃木県が行う措置において対象とされる疾病に罹患した者（特定疾患者）</p> <p>(2) 特定疾患者の親権者、後見人その他の者で、特定疾患者を現に養育し、又は介護するもの</p>	